

飼養衛生管理基準の改正についてのパブリックコメント概要

(6月11日時点)

1. 大臣指定地域における舎外飼養の中止に係る意見

(1) 放牧養豚関係者や一般消費者等から、「舎外飼養の中止」の追

加について、下記の理由から反対する意見が多く寄せられた。

- ・ 放牧養豚農家の事業継続が困難となる。今までの投資分も含めて補償してほしい。
- ・ 健康的な放牧豚を好む消費者から選択肢を奪わないでほしい。
- ・ 柵の設置、豚熱ワクチン接種等を実施している中で、さらに放牧禁止とする科学的根拠を示すべき。
- ・ アニマルウェルフェアの観点から、国際社会の対応に逆行している。
- ・ オリパラの調達コード要件や農水省の放牧推進政策との整合性をとるべき。
等

(2) さらに、放牧管理している他畜種(牛、山羊)の関係者からも、

「舎外飼養の中止」の追加について反対する意見が寄せられた。

(3) なお、上記意見の流れから、飼養衛生管理基準にもアニマルウ

ェルフェアの考え方や、密飼いについて具体的に数値を規定す

べきとの意見が寄せられてた。

(4) 一方、防疫上の観点から「舎外飼養の中止」に賛同する意見も寄せられた。

2. 衛生管理区域内における愛玩動物の飼育禁止に対する意見

下記の理由から反対する意見が寄せられた。

- ・ ネズミ対策として猫を飼育しており、禁止しないでほしい。
- ・ 野生動物の侵入防止のために犬を飼育しており、禁止しないでほしい。
- ・ 飼育継続できなくなり、愛玩動物を処分することになる。
- ・ 衛生管理区域に入ってくる野良猫や地域猫を移動させることは、動物愛護の観点からできない。
- ・ 飼育場所や飼育できる動物種を限定するなど、飼育が可能となる管理方法を定めるべき。

3. 基準の各内容に対する意見

主に以下の質問及び要望が寄せられた。

- ・ 飼養衛生管理区域に電子機器を持ち込む際の措置が不明である。
- ・ 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限の期間を1週間とすべき。
- ・ マニュアルの作成は、小規模農家では対応が困難である。
- ・ 肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源の飼料利用は禁止すべき。
- ・ 肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源の飼料化に係るコストの増加を飼料化事業者や農場が負担するのは不適切。
- ・ 記録の作成及び保管について、設備や機械の保守管理等も記録すべき内容として追加すべき。
- ・ 放牧地では未消毒の沢水や雨水を飲ませるため、飲用水に係る規定は削除してほしい。
- ・ ねずみの粘着シートの使用は海外では苦しみが長引き人道的ではないため削除すべき。

4. その他の意見

- ・ 水際対策の強化をすべき。
- ・ 衛生管理の要求水準は規模別とすべき。
- ・ 人に感染しないので豚熱による殺処分は反対。
- ・ 豚以外の畜種についても改正を急ぐ必要性はあるのか。

等

【パブコメ実施状況】

実施期間：令和2年5月13日～令和2年6月11日